

後発医薬品の使用促進について

現況と本県の取組み

1 現況

政府においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用促進を進めており、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）において「後発医薬品推進のロードマップを作成し、診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等、総合的な使用促進を図る」ことが盛り込まれた。

これらを踏まえ、厚生労働省では、平成25年4月に、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、「平成30年3月末までに後発医薬品の数量シェア60%以上」という目標を設定するとともに、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取り組む施策を示した。（資料1）

平成27年6月には、後発医薬品の使用促進が順調に進捗していることを踏まえ、「平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」という新たな目標を閣議決定（経済財政運営と改革の基本方針2015）した。（資料2）

本県においては、平成20年度から「後発医薬品の使用促進検討会議」を設置し、後発医薬品の使用促進にかかる環境整備として各種事業を実施しているところであり（資料3）、第二期茨城県医療費適正化計画にも、目標の一つとして「後発医薬品の使用促進」を盛り込んでいる。（資料4）

○後発医薬品の割合（数量ベース）（%）

	茨城県	全国
平成19年度	—	(16.1)
平成20年度	—	(18.0)
平成21年度	(18.0)	(19.0)
平成22年度	(21.9)	(22.4)
平成23年度	(23.1)	(23.4)
平成24年度	(27.7)	(28.7)
平成25年度	45.4 (29.6)	47.9 (31.1)
平成26年度	54.5 (36.0)	56.4 (37.0)
平成27年 7月	56.8 (38.7)	58.2 (39.3)

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」から
*H19~20年度の各県のデータはなし。
(カッコ内は旧指標)

2 本県の取組み～今年度の事業内容及び結果～

(1) 茨城県後発医薬品使用促進にかかるワーキンググループ会議の開催

第1回 平成27年12月9日

第2回 平成27年3月(予定)

検討事項：ラジオCMの放送内容、啓発資材の検討、地域協議会について 等

(2) 後発医薬品使用促進地域協議会の開催

保健所単位での地域協議会の設置について、平成26、27年度の2年間、水戸保健所及び土浦保健所でモデル事業を実施

設置の意義：

- 後発医薬品使用促進に関わる関係者の存在がわかる
- 後発医薬品使用に関する関係組織の‘顔’がわかる
- 関係者が共通のテーマで話し合い、情報共有、意識醸成の場となる

(3) 県民及び医療関係者に対する啓発

・ラジオCM

実施時期：平成27年4月～平成28年3月 104回(予定)

実施方法：茨城放送で、週に2回放送されている「知っていますか？くすりの話」にあわせて20秒CMを放送

・高齢者対象の出前講座

実施方法：薬剤師会に委託している講師派遣事業を活用

・薬と健康の週間での啓発活動

開催時期：いばらきのくすり展 平成27年10月17日(土)、18日(日)

保健所ごとの街頭くすりの相談所 10月～11月ごろ

内容：各団体と協働して、後発医薬品の啓発活動を実施

・薬局薬剤師用啓発缶バッチの作成・配布

4、500個作成(県内薬剤師数)し、各薬局に2個ずつ郵送した他、保健所窓口、薬剤師学術大会等で配布

・リーフレットの作成・配布

医療費負担がない(少ない)方を対象としたリーフレット3万枚を作成し、市町村に按分配布

(4) 市町村への協力依頼

・「茨城の国保」投稿(9月)

・市町村等国民健康保険、後期高齢者医療及び医療福祉主管部・課長会議で協力依頼(4月30日)

・市町村長・市町村議会議長会議でパンフレット配布(5月28日)

・副市町村長・総務財政主管課長会議でパンフレット配布(6月2日)

・国保事務新任者講習会で協力依頼(6月30日)

(5) 生活保護受給者への対応(県福祉指導課)

(6) 市町村における差額通知の推進(県厚生総務課国民健康保険室)